

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 6 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準）</li> <li>・ 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）</li> <li>・ 質屋営業法施行規則第 2 条、同第 3 条（質屋の許可の申請）</li> </ul>
<p>審 査 基 準：</p> <p>質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件に該当しない、自ら管理しない営業所については適任の管理者を置くこととしているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業が期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間：50 日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：